

江戸

一八二四―一八二八

江戸町方の

河岸地と冥加金

江戸の河岸地は誰のもの？ 江戸町方の河岸地はいつ
たい誰のものだったのか。以下の小文で、その答えを
探してみる。

江戸の町を縦横に走る水路を利用した舟運が、当時、
物資の輸送手段として非常に重要であったことは周知
の事実である。そして、船を付け荷揚げを行うために
も、また、倉庫を建て荷物を保管するためにも、それ
らの用地である河岸地が大切な存在であったこともよ

東京市史稿産業編

第五十一解 の手引き

平成二十二年三月

東京都公文書館

目次

江戸町方の

河岸地と冥加金……………1

今様大江戸瓦版……………6

く知られている。寛政改革の際、いわゆる社倉として
開設された江戸町会所は、本来の機能である救貧活動
の他に、町人たちに対して、彼らが所有する土地を担
保にとった金銭貸付も行っていた。その貸付の審査に
あたって、担保となる土地に対して与えられた最高ラ
ンクの評価の「場所柄宜敷」地域とは、「日本橋辺は勿
論、すべて船付など宜敷、諸邦より諸商人多く入込候」
場所であった。このことから舟運利用＝「船付」の
ための基幹施設である河岸地が地域に経済的繁栄をも
たらす条件として最重要視されていた状況がうかがえ
る。

河岸地占有権と冥加金

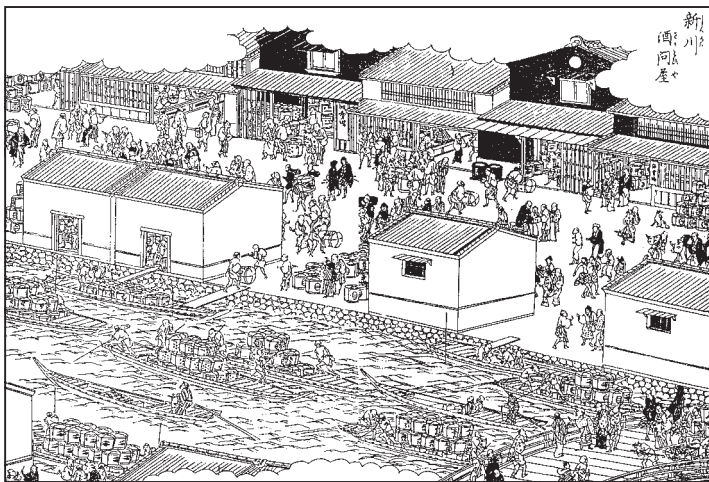
本巻に収録した文政七
(一八二四)年七月六日付の町奉行の「申渡」は、「御

府内町々の「河岸地」について、その「坪数」や「場所柄」に応じて「上納金」を納めるように命じたものである。なお、この「上納金」は、その後、一般には河岸地冥加金と呼ばれるようになる。

河岸地冥加金を幕府に対して支払ったのは、水路沿いの町々で土地を所有していた地主たちであった。町内において地主が所有する土地の基本的な区画を町屋敷というが、水路沿いの町々の町屋敷には、それぞれ、河岸地に対面する町屋敷間口に応じた分の河岸地が付属していた。たとえば、もし町屋敷の間口が五間だったとすれば、町屋敷と道路を挟んで対面する河岸地において間口五間分の区画がその町屋敷に付属していたのである。そして、その町屋敷を所有する地主が、町屋敷に付属する河岸地区画の方も占用する権利が成立していた。そのような町屋敷を、当時、河岸付町屋敷と称した。小林信也は、河岸付町屋敷を所有する地主の河岸地におけるこの権利を河岸地占有権と名づけている。ここで注意すべきは、町人である地主の私有が

成立していた町屋敷（沾券地）とは異なり、河岸地は幕府の土地に公儀地だったという点である。その点、町人地における道路などと同様の位置づけだともいえる。しかし、道路とは異なり、河岸地においては前述したような町人の占有権が形成されていたのである。

このような河岸地占有権の成立時期についてはほとんど分かっていないが、元文五（一七四〇）年の史料には「殊に河岸之儀、先規より川岸付家持共へ御預ヶ被下置候」とあり、また、明和七（一七七〇）の史料には「町々川岸地面之儀は、古来より其所之町屋敷に相付、町奉行支配にて、河岸付町屋敷と申来：町人共之株ニ仕来候」とみえる。いずれも、「先規」「古来」から「家持共」「町人共」に地主が保持した権利であると説明している。その成立時期は十七世紀まで遡れる可能性がある。つまり、河岸地冥加金とは、河岸付町屋敷の地主が本来公儀地である河岸地に対して従来保持してきた占有権に対し、幕府が文政七年になって新たに賦課を開始した負担であった。



新川酒問屋（『江戸名所図会』巻二）

「河岸地は幕府のもの？」 地主が負担する河岸地冥加金の額は、先にもふれたように、「坪数」と「場所柄」に

よって違っていった。もっとも高額の日本橋周辺の河岸地の場合、月額で河岸地一坪あたり銀七分五厘であった。京橋周辺では、同じく銀五分とされた。築地周辺の河岸地が低額で同じく銀一分、本所深川の河岸地は、場所によって異なるが、銀六厘から銀二分五厘までに設定された。たとえば、日本橋南の本材木町で間口五間奥行八間の河岸地を占有している地主の場合を想定すると、同地域は一坪銀五分の設定なので、月額で銀二〇匁、年額で金四両程度の負担になる。幕府金蔵に実際納められた冥加金の一年間の合計は六三四八両余りにのぼった。

このように相当な額の河岸地冥加金を新規に賦課するにあたっての幕府側の論理を「文政七年申渡」から抜き出して意識すると次のとおりである。

河岸地は公儀地であって町人のものではない。したがって、幕府が河岸地を町人たちから取り上げて町人たちの利用ができなくすることも当然ありえるのだが、長年、町人たちが河岸地を占有し続け、さ

らには許可を取って蔵や小屋を建てるなどして大変
便利に利用してきたという経緯もある。そこで、町
人たちの河岸地利用をそのまま許すことにするから、
そのことを有り難く思つて冥加金を上納せよ。

以上が河岸地冥加金を賦課する幕府の論理であつた。幕府は、周到にも、この「文政七年申渡」を町々に触れる四日前、河岸付町屋敷の地主に対して脅しめいた町触（本巻収録）を出している。その内容とは、「重き公儀地」である河岸地を自分の「持地面同様」に「心得違」している地主もいるがそのような地主からは河岸地を「取上ケ」ることもあるぞ、というものであつた。この唐突な町触を読んだ地主たちの間ではかなりの動揺が走つたことだろう。そのような警告を出した上で冥加金上納命令であつた。それでも、冥加金上納に抵抗する地主たちもいた。霊岸島の町々からは、島に渡る橋の維持管理を自分たちが負担していることを理由に冥加金減額の訴えが町年寄役所に出された。これに対して、幕府側に立つ町年寄（そもそも冥加金賦課

の発案者も町年寄たち）の樽吉五郎からは、冥加金上納が嫌なら河岸地は没収する、橋は切り落としてしまえ、といった厳しい叱責があり、結局、町人たちは訴えを引き下げた（本巻収録〔参考〕史料及び『大日本近世史料 市中取締類集』十一より）。

河岸地は町人のもの？ しかし、地主たちが一方的に冥加金の負担を押し付けられただけかというところではなかつた。河岸地の蔵や小屋の建て直しと修復については、従来の町奉行所による許可制から単なる届出制へと変えられ、実質上自由化された。新規の建築や増築については従来と同じく許可制とされたが、その制限も有名無実化していった。実は、河岸地冥加金の上納開始に先立って、冥加金上納案とともに、河岸地を地主たちへ払い下げるといふ別案（河岸地私有化案）も幕府・町年寄の間で検討されていた。幕府は、冥加金賦課のため河岸地は公儀地であるという建前を強調しながらも、実際には、河岸地における地主たちの権利を沽券地並みに近づける方向で拡大する方針を

とつていたと考えられる。後の天保改革の際、河岸地における違法な大規模建築や利用（居住など）が問題視されるが、その背景についての町奉行所役人の意見は「（河岸地が）沽券地同様ニ罷成候、畢竟、上納金有之候故、町役人共も其儘ニ差置候儀と相聞」というものであった。

こうして、文政七年に始まる河岸地冥加金によつて、河岸地は幕府のもの＝公儀地、という幕府の建前と、河岸地は町人（地主）のもの＝沽券地同様、という河岸地利用の実態の二つの側面が、お互いに支え合いながら並存することになったのであろう。

それでは、冥加金の負担と引き換えに強化された河岸地占有権の下、水路沿いの町々の地主たちはより活発に河岸地を使用して商工業を営むことになったのか、ということそうではない。江戸の河岸地について忘れてならないのは、多くの場合、地主自身は河岸地の直接的な使用者ではないという事実である。周知のごとく、江戸の地主の大半は、自分が所有する町屋敷に

は居住せず、町屋敷を賃貸して不動産経営をおこなう、いわゆる不在地主であった。したがって、河岸地の実際の使用者の多くは、町屋敷の地借・店借だったり、河岸蔵の賃借者だったりした。

このように、河岸地は幕府の土地＝公儀地という制度上の建前と、地主たちに不動産収入をもたらす河岸地占有権とが並存し、その下で実際の河岸地使用者である地借・店借の商工業者たちが活動する、という三者の關係が近世江戸町方ではいちおう安定的に成立していた。その關係が大きくゆらぐのが、明治東京になっての近代的土地制度の成立過程においてである。官有地の私的占用の禁止や貸与された官有地の転貸の禁止といった基本原則と右の三者の権利秩序とが衝突し、河岸地処理問題が発生するのである。

（小林信也・専門史料編さん員）

【参考文献】小林信也『江戸の民衆世界と近代化』（山川出版社、二〇〇二年）

滝島功『都市と地租改正』（吉川弘文館、二〇〇三年）

今様大江戸瓦版

文政七年より
文政十一年まで

《文政七年―一八二四年》

麻疹の流行で患者への薬・食へ物値段高騰

正月二十三日 昨年末から西国において流行の兆しを見せていた麻疹が、正月に入ってから江戸府内において猛威をふるっている。この流行病によって多くの患者が発生し、麻疹の薬や病人食が大量に売れ、江戸においてそれらの値段の高騰が問題となっている。

このほど町奉行所からこれらの商品の値段高騰に対する物価統制令が触れ出された。麻疹の流行にともなつて値段が高騰した商品全てが対象となるが、特に病人食の野菜・干し物、鰹節、薬種が対象であり、その中でも百合根・長芋・干瓢・大角豆類などが指定されている。

江戸での麻疹の流行は寛政十一年（一七九九）、享和

三年（一八〇三）に次ぐもので、江戸の人々は不定期的なこの流行病に苦しめられているが、今年の流行は前回に比べれば軽微に済む予想である。しかし、薩摩から風邪流行の兆しがあり、子どもを抱える親の不安はしばらく続きそうである。 ↓産業51―11頁。

河岸地利用者に冥加金上納を義務化

七月二日 本来、河岸地は公儀地だが、近年は土蔵や物置が建ち並び町人達が自用で使っている。しかし、町奉行は地主の中には心得違いをして持地同様の取扱いをする者がおり、場合によっては取り上げることもあるのでそう心得るべきとした。今後、河岸地は坪数と場所に応じて冥加金を上納することになった。この冥加金を納めると普請・修理は月番所に届けるだけ済むようになる。これを受けて、各町で冥加金の額を巡って問題が相次いでいる。

霊岸島四日市町では、以前地主達の土地を切り縮めて河岸地を作った。このため町では四ヶ町で一年一〇両の冥加を納めたいと願いだした。しかし、町奉行所は

切り縮めた分、三橋は公儀持にしていると、この訴えを認めず川岸一坪五分の冥加を命じた。これに不承知の場合には地面を取り上げると言われ、町では一坪五分づつ上納することを書いた請書を二十八日町年寄役所へ差し出した。

一方で南新堀式丁目は以前公儀持であった橋が、大岡越前守の町奉行在任中に無用として取り払われたのを、町内で願ひ出て以後は町内持にした。しかし長年、橋の修復で臨時入用が嵩んでいたので上納金は一年一〇両を差し出したと願ひ出た。これも町奉行所から今更難渋を申し立てるのはおかしいとお叱りを受け、一坪七分五厘ずつ差し出すことになった。

河岸地は商売にとって必要不可欠の場所、取り上げられてはたまらない。町では決められた上納金を差し出す準備を進めている。↓産業51―35頁。

江戸大風雨、浅草・今戸大浸水

八月十四日 十三日から十五日にかけて大風雨が続

き、大川が出水、千住方面から本所・深川と広範囲に深刻な浸水被害をもたらした。

千住方面では土手が二カ所、それぞれ一八〇メートルから三六〇メートルも決壊し、草加宿付近まで幅四キロ程にわたって水浸しになった。また、神田川の流れが強かったためか、大川へ合流する対岸に当たる地域が、本所の中でも浸水被害が大きかった模様だ。被害が大きかったのは浅草・今戸町から小塚原辺で、床上一メートル程まで浸水があり、商売物や家財道具まで水に浸かり、罹災者は二〇〇〇人に昇るといふ。

交通への影響であるが、両国橋と永代橋は破損箇所
の応急処置を完了し、通行可能。ただし、渡船は御厩
河岸と中之郷竹町共に差止めとなっている。

町会所では床上浸水の罹災者に限り緊急の救済対策
を実施する予定だ。

また、この大風雨の最中、牛の様な怪物二疋が北か
ら南へ向かって空中を飛行していたという目撃情報が
寄せられている。青山や麻布辺りでは、所々で白い毛

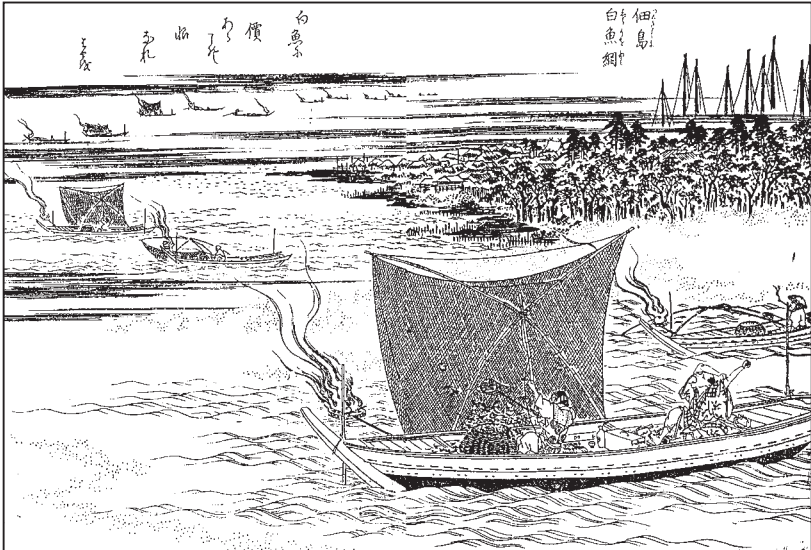
が降ってきたという。怪獣が飛行していた時には雲間から光が射していたというから不吉なものではないだろうが、人心の動揺は続きそうだ。↓変災2—642頁、救済3—80頁。

佃島名主、銭瓶橋四つ手網漁の由緒を提出

九月六日 佃島の猟師らが銭瓶橋外で行う四つ手網漁の由緒について町奉行からの尋ねがあり、今日佃島名主清左衛門が回答書を提出した。

それによれば銭瓶橋の辺りで行う漁の歴史は古く、宝暦二年（一七五二）二月からは、毎朝欠かさず、この場所だとれたうなぎ九本と川海老一升を、鳥の餌として江戸城に献上しているという。そうした由縁から、怪しい船を見かけた場合は辻番や見付御見廻り方に届け出ているそうだ。

佃島の漁師といえは、白魚の四つ手網漁で名高い。彼らの先祖は摂津国西成郡佃村の出身で、徳川家康とともに江戸に下ってきた。天正年間から白魚をはじめ様々な魚を家康に献上しており、慶長年間には「江戸



佃島白魚網（『江戸名所図会』巻二）

近辺海川」で自由に漁をすることを許可された。当初は大名の屋敷内に住み込んで漁を行ったが、やがて鉄炮洲の東に位置する干潟が完成すると、ここに移った。これが佃島である。

隅田川と白魚漁は、春を呼ぶ江戸の代名詞。毎年暮れから三月にかけて、夜の隅田川は佃島の漁師のほか多くの漁師の船で混み合い、松明と篝火の光であふれかえる。今年も間もなく白魚のシーズン。美しく透き通った、新鮮な白魚が食膳にのぼる日が待ち遠しい。
↓産業51―70頁。

《文政八年―一八二五年》

外国船の打ち払いを命じる

二月十八日 幕府は、日本沿海に近づく外国船を、一切無差別に砲撃して追い払うようにとの法令を出した。近年、イギリスやアメリカの捕鯨船等が水や食料・薪等の補給を求め日本近海に多く出沒しており、その対処策が検討されていた。

幕府はこれまでも度々外国船の取り扱いに関する法令を出してきた。文化三年（一八〇七）には、渡来した外国船はなるべく穏便に帰帆させ、漂流船には薪水を給与するよう命じていた。沿海の諸藩はこの法令に従ってきたが効果はなく、接近する外国船の数は増える一方。また警備の強化にも努めねばならず、その負担は財政難にあえぐ諸藩に追い打ちをかけていた。

こうした状況の中、昨年（文政六年）八月鹿児島藩の宝島にイギリスの捕鯨船が上陸し、食料などを強奪する事件が発生。幕府はこれをうけて今回の法令発布に踏み切った。

その内容は、海岸に近づく外国船は「二念無く」打ち払い、上陸すれば捕らえてもよいというもの。古くから親交のあるオランダ船も、これらの外国船と見分けがつかないので、見かけ次第打ち払ってよいということ。かなりの強硬策だが、外国との争いに発展し、逆に打ち払われることがないよう祈るばかりである。↓市街

36―226頁。

湯屋揚り場での盗難防止、湯番に呼びかける

二月二十日 湯屋の揚り場での盗難が跡を絶たない。

事態の深刻化をうけ、湯番に対しきちんと見張るよう再度の周知を行った。

湯屋で脱いだ衣類などを盗まれたという訴えは、去年（文政七年）だけで三〇〇件にもものぼる。盗品は取り戻したものの犯人を逃がしてしまうことも間々あるようで、こうしたケースをあわせると、被害件数はもつと増えそうだ。同様のお触れは去年正月にも出されたが、歯止めがかからず、今回の再周知で徹底を図る。

湯に入る客は、脱いだ衣類などを戸棚の中や上へ置くことになっている。湯屋側は「預り物はしない」と張り紙し、見張りも疎かにする有様。客には衣類を守る手だてがない。

確かに朝夕や夜間は入湯客が多く、混雑しているため、怪しい客を見極めるのは困難である。しかしある熟練の湯番は、平日に見覚えのある客を除き、見馴れない客に目を付け、注意すればよいと話す。

一方、入湯する際と帰る際、二重に湯銭を渡しても、同じ客と気づかず銭を受け取る「虚け者」の湯番もいるそうだ。こんなボンクラでは、客に盗賊が混じっていても見抜けるわけもない。

関係者筋の話では、盗難被害を出した湯番には罰金を科すなどの案も出たが、見送られたようだ。裸になる場所だけに、湯屋番はふんどしを締め直して警戒しろ、との声がしきりだ。↓産業51—126頁。

葵の御紋付き提灯の濫用禁止

八月 最近、葵の御紋がついた「御紋付」提灯や、「御用」と書かれた提灯を猥りに持ち歩く者が増えている。

葵の御紋は徳川将軍家・御三家・御三卿や一部の大名家のみ使用が許される特別な家紋。この御紋がついた提灯や「御用」の提灯は、火事などの非常時に家から道具を持ち出す際や、御用の品物を運送する際など、「御用」のときに用いるもの。しかしこれを日常的に使用したり、高張提灯にして盆や歳末、祭礼のときに店先へ置いてある者がいるという。

こうした事態を重くみた幕府は、すでに文政二年、御紋付・御用提灯の濫用を禁止する町触を出している。しかし状況は一向に改善されない。

そこで今年五月、町奉行所は隠密廻りに調査を命じ、御紋付・御用提灯の所持者や所持数のリストを作成。

今月、再度濫用を禁止する触を出すとともに、リストに記載がない分は返却させるなど管理を徹底した。また御紋付・御用提灯の新調は、提灯屋から支配名主への申告制にするなど、より厳しい体制をとっていく。

↓産業51—39頁。

《文政九年—一八二六年》

品川宿の駕籠渡世仲間、木札をつけて営業

四月十日 この度、品川宿（北品川宿・南品川宿・歩行新宿）在住の駕籠屋仲間では、営業する際には焼印付きの木札をつける、という決まりをつくった。

この宿の駕籠屋は、往來の旅人や神社仏閣の参詣者を客にして、無事に取り続いてきた。ところが先日、

どこの者がよくわからない駕籠渡世の者が、六郷川の川端で、『御支配役人中様』に対して無礼の振る舞いに加ふという事件が発生。駕籠渡世仲間の者たちは「このような者と同一視されては迷惑」と、今回の処置に踏み切った。

駕籠稼人惣代・北品川宿三丁目安右衛門地借吉兵衛氏は「一月交替で北品川宿・南品川宿・歩行新宿で仲間の仲間名前帳を管理します。帳面に載せられた仲間、これより、焼き印付きの木札をつけて営業することになります」という。吉兵衛氏は続けていう。「ただしこれは『株』じゃありません。われわれ仲間だけで商売を独占しようなどという考えはありません。新規加入者も受け入れるつもりですし、他所からくる駕籠屋の妨害行為も許しません。この決まりによって、品川宿の地元の駕籠屋をしっかりと組織化して治まりをよくしたいと考えます。駕籠屋によるお客さんへのねだり行為は厳しく監視します。われわれは諸家様御通行の際にも協力したいと思っております、別途、そ

の旨を宿役人様に提出いたします。」

これによって品川宿の駕籠屋の評判はよくなるか。

今後が注目される。↓産業51―528頁。

依然逮捕されぬ刃物強盗、警備費用も負担に

五月二十二日 今年の五月頃から刃物で人を傷つけて物を取る盗賊が暗躍。町奉行所も取り締まりを厳重にする対応に追われている。

一町ごとの自身番屋へは連日町役人が人足を連れて詰め、隙のないように見回っており、与力・同心らの警戒も強化されているが、町方では警備強化の財政負担を心配する声もあがっている。

見回りの強化自体は毎年冬と春に行われているものと同じだが、今回は臨時的なもので費用が準備できかねる町も出てきているのだ。

夜番は五月二十日から八月十六、七日まで延べ五五日に及び、八月中だけでも町中で一万両以上の費用が嵩んでいる。そこで、町内ではこの臨時町入用の一部を町会所から下されるように求めた。町奉行らは協

議の上、自身番・夜番にかかる臨時入用を町会所下借金で補填することを決定、約一八四〇両が町々に割り渡されることになる。

費用の算段はついたものの、盗賊が捕まらないことには安心できない。江戸市中の不安は続きそうだ。↓産業51―556頁。

《文政十年―一八二七年》

町芸者の娘たち二十一名、一斉摘発される

五月十六日 町芸者二十一名が、衣服・飾りの贅沢の故によって、一斉にお召し捕らえになった。彼女たちは吟味中は牢に入り、贅沢品はお取り上げとなって遊郭吉原に下げ渡しになった。

町芸者とはおもに宴席に出て三味線をとって小唄を唄う女芸人のこと。この度お召し捕らえになった町芸者は薬研堀・下柳原・長谷川町などの花柳街の町芸者たちで、歳は十七から二十六までの娘盛りの者たち。文政七年（一八二四）六月十九日にも、町芸者の風俗

を戒める御触が出ており、衣服・飾りなどを美々しく飾りたてる行為やいかげしい行為を厳しく戒めていた。しかしその御触では、親兄弟の暮らしのために仕方なく娘・妹が宴席に稼ぎに出かける行為は「格別」として、一戸につき一人の町芸者は認めていた。だから町芸者の存在自体は違法ではないが、世の中の贅沢な風潮にしたがって、彼女たちの衣服・飾りの贅沢が日に日にエスカレート。ついに町奉行の筋でも黙認できなくなり、この度の逮捕となった。

この二一名への申渡状によれば、「『ふつうの衣類や飾りでは客が呼べない』と、羅紗・ごろふくれん・更紗そのほか高価な衣服を着て、大造りな籠甲の櫛・笄・簪をさし、銀具なども用い、不埒である。右品取り上げの上一同三十日の押し込めに処する」とある。

いまの贅沢な風潮を嘆くひとにとっては溜飲を下げる事件であったようだ。小柴研斎さんは「一品一〇〇両もする贅沢品もあると聞く。贅沢は筆紙に尽くしがたい。太平の治世のご恩沢を忘れて不埒の至りだね」

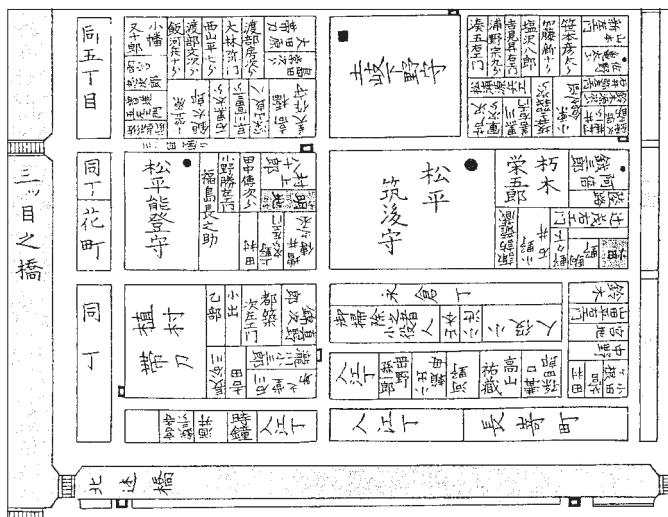
と話す。↓産業51—71頁。

本所横堀の時鐘請負人、本所改役に調書を提出

九月二十四日 本所横堀の時鐘請負人勘右衛門と長右衛門が、身分・拝借地坪数・鐘撞割付銭等を記した調書を本所改方へ提出した。理由はさだかではないが、町奉行所から急遽、命じられたことによる。

本所の時鐘は、寛文元年（一六六一）に町の開発にともない横川通り中之橋に設置されたと伝えられる。一五年後の延宝三年（一六七五）頃には一時的に中断するものの、元禄元年（一六八八）に勘右衛門・仁右衛門という兄弟が奉行所に請負を願い出て、翌年、許可された。この時鐘は日光御霊屋の普請の際に、職人たちの便宜のためにつるされていた鐘を再利用したという由緒を持つ。

鐘撞堂は幕府から拝領した本所三之橋付近の屋敷地のなかにあり、広さは三二坪程であった。鐘楼堂と番人居小屋を除いた土地は町屋敷あるいは物置などとして町人たちに貸し付けられ、その賃料が請負人たちの



本所時の鐘付近の図

取入になっていた。時鐘役勤金は、武家方については、一〇〇石から一〇〇〇石までは一〇〇〇石につき一年に

銀五分、一〇〇〇石から一五〇〇石までは銀四分六厘、

一六〇〇石から二一〇〇石までは同様に銀三分七厘と

し、中屋敷・下屋敷は本高の半額であった。寺社・町

方は小間一間につき一年に銭三文と決められていた。

↓産業51—769頁。

《文政十一年—一八二八年》

三味線芸師の年季奉公取締

二月 品川宿内で、三味線芸師の名目を使った女性の年季奉公が禁止された。これらは食売女と紛らわしい上、宿内の風俗取締にも拘わるため、今後一切認められないようだ。

そもそも、品川宿は江戸から非常に近いため、宿場というより遊興場としての印象が強い。そのため、以前は高輪町の水茶屋から芸者を連れて遊びに来る者等が多く、宿場では、よそ者に宿場内の風俗を乱されるのを苦慮して、安永七年（一七七八）に高輪町の芸者の立ち入りを断り、天明二年（一七九二）八月、宿場

内で手配した芸師の旅籠屋への立ち入りを正式に願って許可されている経緯がある。

ここで問題とされたのは、三味線芸師が年季奉公で雇われている点である。芸師の旅籠屋への立ち入り(営業)は許可されているが、今回の一件は、旅籠屋が芸師を抱え込んだ上、芸が未熟な者はその主人の裁量で他へ住み替えさせるなど、雇用の際に身元保証人が雇主に提出する請状(身元引請証書)が食売女のものとなつていく、風俗上の問題となつていく。

品川宿で正式に許可されている食売女の定数は五〇〇人迄(明和元年八月道中奉行許可)だが、内藤新宿・千住・板橋の各一五〇人に比べて三倍以上の数が認められている。しかし実際は定数よりも増加しているらしく、今回の三味線芸師名目の雇用も食売女に準じた扱いと見なされて、規制の対象となつたようだ。

食売女の有無が宿場の盛衰に拘わるとはいえ、名目を偽ってまで増やしても、比例して規制が増していくだけである。芸師そのものが禁止されなかつただけ得

とするわけではない。↓産業51—814頁。

江戸三芝居役者の給金の引き下げ

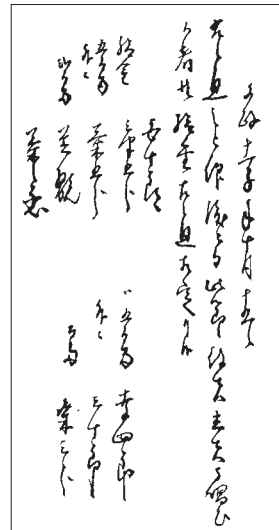
十月十五日 町奉行は江戸三芝居役者の給金をさげることを決定した。これは、人気にかこつけて給料の値上げを要求する役者たちに対して、興行を危ぶんだ座元たちが町奉行所に訴え出したことによる。

「日に三箱散る山吹は江戸の花」といわれるように、江戸三座は日本橋・吉原にならぶ繁昌地で、当然、人氣役者ともなれば、稼ぎは一〇〇両とまでもいわれた。町奉行の申渡は、こうした役者たちの豪華な暮らしぶりを伝えている。それによれば、役者たちは芝居小屋の近くに居宅がありながら遠隔地に家を持ち、そこから通つているという。このため開演時間が遅れて終演が夜になることもしばしばであった。また、平日は駕籠で移動し、雌子方の者たちへ華美な衣服を与えたり、自分たちも豪華な舞台衣装を誂えていた。しかし、一方では、贅沢な暮らしには費用がかかるため、幕府の取締りの趣旨をわきまえているふりをしながら、京・

大坂等で旅稼ぎをし、三座の興行に支障をきたせば、取り締まりもうやむやになるだろうと考える輩もいたようである。

町奉行所は三座の座元および役者たちに対して、寛政六年（一七九四）の取締りの内容を遵守することを申し渡し、奢侈を厳しく戒めた上で「立者」といわれる役者達の給金引下げを定めた。これによると、團十郎・三津五郎・菊五郎・芝翫・菊之丞・幸四郎・三十郎・象三郎は金五〇〇両、歌六・紫若は金四五〇両、冠十郎・源之助・蓑助は金四〇〇両、彦三郎は金三〇〇両となっている。

町奉行は、「歌舞伎は勸善懲悪の教えを芝居にのせて女性や子供に理解させるもの」と説いているが、果たして役者たちの奢侈を取り締まることができるのだろうか。↓産業51―951頁。



引き下げられた役者給金
（『藤岡屋日記』巻七）

（付記）

各記事の末尾に付したのは『東京市史稿』各篇に掲載されている関連史料の掲載箇所です。たとえば産業51―814頁は産業篇第五一の八一―四頁を指しています。これにより、史料本文にあたってご味読下さい。